

「茨城県立伊奈高等学校 部活動の運営方針(改正版)」

2023年12月

※今後、茨城県より提示される部活動運営方針の特例等を受けて、随時更新します。

1 部活動の基本的な考え

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、生徒の体力の向上や健康にも極めて効果的な活動であり、豊かな人間性の寄与にも貢献していることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施する。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校として組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

- (1) 適切な休養日等の設定
 - ア 1日の活動時間は、平日は2時間以内、休日は4時間を上限とする。
長期休業中も同様に設定する。
※大会や練習試合の当日は除く。
※休日の1日の上限を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振り替える。
 - イ 原則として朝の活動は行わない。
※朝の活動を実施する場合は、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できない場合に限る。
※朝の活動を実施する場合も、放課後の活動と合わせ1日当たりの上限の範囲内で実施する。
 - ウ 原則週2日(平日1日・休日1日)を休養日とする。
長期休業中は、1週間以上の連続した休養期間を設定する。
※公式大会等への参加により休日(土・日)に連続して活動した場合は、他の日に休養日を振り替える。
※休日に活動した場合は、その分を休日に振り替える。
- (2) 学校単位で参加する大会の見直し
茨城県高等学校体育連盟・茨城県高等学校野球連盟・茨城県高等学校文化連盟等が定める参加する大会数の上限の目安を超えることがないように参加する大会・試合等を精査する。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

部活動への加入は任意であり、生徒の自主的・自発的な参加になるようにする。

顧問は、部活動の企画・運営が生徒による主体的な活動となるよう支援する。

(2) 合理的でかつ効果的・効率的な活動推進のための取り組み

ア 顧問は、合理的でかつ効果的・効率的な活動の指導法習得のため研修等に参加する。

イ 顧問は、保健体育科教員や養護教諭と連携し、成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得て、指導を行う。

ウ 顧問は生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」を参考に、部活動の実施について適切に判断する。

エ 校長及び部顧問は、部活動における心身の健康管理、事故防止、及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

ア 学校長は、毎年部活動運営方針の見直しを行う。

イ 顧問は、年間活動計画及び各月活動計画とともに活動実績を作成し、学校長へ提出する。

ウ 学校長は、学校方針・年間活動計画、各月活動計画・月間活動実績を、学校のホームページに掲載し公表する。

4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

学校長及び顧問は、活動日数や活動時間を不断に見直し、生徒が希望すれば、特定の種目だけでなく、科学を含む他の分野の部活動や、地域での活動を含めて様々な活動を同時に経験できるようにする。

(2) 地域移行の推進

活動の地域移行に向け、毎年度部活動の運営方針の見直しを行う。

5 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問性の推進等

ア 学校長は、各部活動において複数の顧問を配置する。

イ 学校長は、部活動指導員・外部指導者を積極的に活用する。

(2) 大会運営や役員業務の見直し等

各競技団体の動向を踏まえ、役員業務に関する本校の方針を検討する。